

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（藺田靖邦君） ただいまから、令和元年第4回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（藺田靖邦君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（藺田靖邦君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（藺田靖邦君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

11月27日、町長から第4回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、議案15件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査結果について報告がありました。内容はお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（藺田靖邦君） 今期定例会招集に当たり、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

日ごろは議会の皆様方には行政に対しましても、大変温かい御支援をいただいておりますことをこの場をおかりいたしまして、お礼を申し上げたいというふうに思っております。

なお、30日には市町の駅伝がございました。大変多くの選手の皆さんが力いっぱい頑張ってくださいまして、敢闘賞をいただいたということで、大変すばらしいなというふうに思っております。

その中で、私たち行政も、また、議会の皆さんもちょうど折り返し地点に来たというような時期になりました。これからも駅伝同様、すばらしいたすきをそれぞれの皆さんに伝えていくような形になればありがたいなというふうに思っております。

どうか令和の時代にふさわしい、そのような行政を進めていきたいというふうに思っておりますので、今まで同様の温かい御支援、御協力をお願い申し上げまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。

本日はまことにありがとうございます。よろしく願いいたします。

○議長（藺田靖邦君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藺田靖邦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、坂本政司君、6番、野口直次君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（藺田靖邦君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月18日までの17日間にしたいと思います。

御異議はありますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月18日までの17日間に決定しました。



◎日程第3 議案第49号 川根本町会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例の制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第3、議案第49号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第49号です。提案理由の説明をさせていただきます。
川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、説明をさせていただきます。

非常勤職員等に適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法の改正により会計年度任用職員制度が創設をされ、令和2年度当初より施行となることに伴い、勤務条件等を規定する条例が必要となることから、今回新たに条例を制定するものであります。

以上、よろしく御審議のほど、お願いを申し上げます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第49号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、川根本町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第4 議案第50号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律の施行に伴う関係条例の整備に関
する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第4、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第50号です。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日より施行され、会計年度任用職員制度の運用が始まることにより改正が必要となる条例について、本条例を制定することにより、関係条例を一括して改正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

◇

◎日程第5 議案第51号 川根本町森林環境譲与税基金条例の制定について

○議長（藺田靖邦君） 日程第5、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第51号です。

川根本町森林環境譲与税基金条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第34条の規定に基づき、川根本町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、新たな基金を設置するための関係条例を制定するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定については、第2常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藺田靖邦君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、川根本町森林環境譲与税基金条例の制定については、第2常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第6 議案第52号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第6、議案第52号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第52号です。

川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

人事院は去る8月7日に本年度の国家公務員給与につきまして、民間給与との均衡を図る観点から若年層の俸給表の水準を引き上げるとともに、住居手当の家賃額の下限の引き上げ及び特別給の支給月数を0.05月分引き上げるといった内容の勧告を行ったところであります。

町としましては、公務員が労働基準権の制約を受け、その代償措置の根幹をなす人事院勧

告を尊重し、国の基準に従いまして改正をさせていただくものであります。

また、成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、関連する地方公務員法が改正されたことに伴い、本条例においても関連部分を改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第7 議案第53号 川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第7、議案第53号、川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第53号です。

川根本町特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

本議案は令和元年8月の人事院勧告により、国家公務員の給与の引き上げが行われたことを受け、川根本町においても国と同様に特別職の期末手当の支給率を年間0.05月引き上げ、年間4.50月分となる改正をするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第8 議案第54号 川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第8、議案第54号、川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第54号です。

川根本町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

ます。

成年後見制度の利用促進に関する法律に基づき、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しに伴い、関連する地方公務員法の改正がされたことを受け、本条例の一部を改正するものがあります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第55号 川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例
の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第9、議案第55号、川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第55号です。

川根本町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、説明をさせていただきます。

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令が平成31年1月30日に公布をされ、平成31年4月1日より施行をされました。

このことに伴い、町災害弔慰金の支給等に関する条例との整合性を図る必要性から所要の改正を行うものであります。

主な改正内容は、上位法の改正に伴い、災害援護資金制度について、月賦償還による償還方法を追加するとともに、連帯保証人の必置義務を撤廃する制度改正により、災害援護資金の貸し付けに係る運用を改善し、被災者支援の充実強化を図るため改正するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第56号 川根本町簡易水道事業給水条例の一部を
改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第10、議案第56号、川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第56号です。

川根本町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、概要について説明をさせていただきます。

現在の指定給水装置工事事業者制度につきましては、平成8年の水道法改正により導入されましたが、指定の有効期間がなく、廃止・休止が反映されにくく、実態を把握することが困難な状況であり、実態との乖離が生じているところであります。

今回、水道法の改正を受け、同法第25条の3の2関係により、水道法第16条の2第1項による指定給水装置工事事業者の有効期間を設けるものであります。

指定の効力は5年とされ、有効期間内に更新を受けない場合にはその効力を失うものとされております。

これにより新規指定時の手数料と同様に更新手数料を定めることとなり、手数料は地方公共団体（水道事業者）が特定の者のために行う事務に対する対価として徴収するものであり、地方自治法第228条の規定に基づき、条例で定めなければならないとされているところであります。

手数料額につきましては、新規指定手数料及び更新手数料とも1万円とするものであります。現在、新規手数料1万円、新規指定と更新事務に関しては、同等な事務を行うことから、手数料につきましても同額とするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜るようお願い申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第57号 公の施設の指定管理者の指定について

（川根本町奥大井もりのくに）

○議長（藺田靖邦君） 日程第11、議案第57号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町奥大井もりのくに）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第57号です。

公の施設の指定管理者の指定について、概要について説明をさせていただきます。

川根本町奥大井もりのくににつきましては、令和2年3月31日に指定の期間が満了するに当たり、株式会社時之栖、代表取締役庄司政史氏より指定管理者指定申請書の提出があり、11月20日に川根本町指定管理者審査委員会を開催し、審査を行った結果、当該施設の指定管理者として申請者を選定したところであります。

つきましては、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第58号 令和元年度川根本町一般会計補正予算
(第4号)

○議長（藺田靖邦君） 日程第12、議案第58号、令和元年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第58号です。

令和元年度川根本町一般会計補正予算（第4号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,815万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67億3,184万2,000円としたいものであります。

今回の補正は、若年がん患者支援のための助成事業や町立保育園の照明LED化工事費の追加、当初予定よりも増加しているふるさと納税に対応するため、返礼品等関係費用の増額、森林環境譲与税の基金創設、災害対策として機動力を発揮するポータブル蓄電池の購入、職員人件費において、当初予算と人事異動による人事配置の差異の修正に加え、人事院勧告に基づく職員人件費の補正が主な内容となっております。

第2表の債務負担行為補正につきましては、次年度以降に予定をしております事業で、その性質から今年度中に契約締結する必要のある備品借上げ1件と業務委託3件を追加計上しているところであります。

第3表の地方債補正につきましては、林道千頭嶺線災害復旧工事の測量設計業務に充当予定の災害復旧事業債を追加計上しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第13 議案第59号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第13、議案第59号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第59号です。

令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ363万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億394万1,000円としたいものであります。

今回の補正は、オンライン資格確認等導入に伴うシステム改修や外国人在留資格に関する連携項目追加に伴うシステム改修の追加、人事異動や人事院勧告に基づく職員人件費の補正となっており、システム改修につきましては両件とも全額、国庫補助金で実施する事業となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第14 議案第60号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第14、議案第60号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第60号です。

令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）の概要につきまして、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億1,833万7,000円としたいものであります。

今回の補正は介護保険システムの改修、職員人件費において当初予算と人事配置との差異修正に加え、人事院勧告に基づく補正を計上したほか、財源更正のための基金積立金の増額となっております。

なお、システム改修につきましては、3分の2、国庫補助金で対応するものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第15 議案第61号 令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第15、議案第61号、令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第61号です。

令和元年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ136万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,846万7,000円としたいものであります。

今回の補正は、当初予算と人事配置との差異修正に加え、人事院勧告に基づく職員人件費の補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第16 議案第62号 令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第16、議案第62号、令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第62号です。

令和元年度川根本町訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ295

万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,865万7,000円としたいものであります。

今回の補正は、当初予算と人事配置との差異修正に加え、人事院勧告に基づく職員人件費の補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第17 議案第63号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（藺田靖邦君） 日程第17、議案第63号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第63号です。

令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ199万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,483万6,000円としたいものであります。

今回の補正は、患者数の増加に伴う臨時職員賃金や検査手数料、遠隔診療支援業務の増額、職員人件費において、同じく患者数増加に伴い時間外手当等の増額補正に加え、人事院勧告に伴う職員人件費の改定分を含んだ補正となっております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（藺田靖邦君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第18 発議第4号 川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藺田靖邦君） 日程第18、発議第4号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

お諮りします。

発議第4号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから、発議第4号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藺田靖邦君) 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、川根本町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

◎散 会

○議長(藺田靖邦君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は12月9日午前9時に開会し、議案の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時37分